

（目的）

第1条 「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）」について、都と区市町が連携し策定するため、「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）」都・区市町策定検討会議（以下「都・区市町策定検討会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 都・区市町策定検討会議では、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）」の案の検討
- （2）その他「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）」策定のために必要な事項

（構成）

第3条 都・区市町策定検討会議は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 都・区市町策定検討会議には座長を置き、都市整備局理事の職にある者をもって充てる。

（会議）

第4条 座長は、必要に応じて都・区市町策定検討会議を招集し、会議を主宰する。

- 2 会議は非公開とする。
- 3 議事要旨等は、原則公開とする。ただし、公開することにより、率直な意見の交換若しくは公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれ、都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合、又はその他正当な理由があると座長が認めるときは、全部又は一部を非公開とすることができる。

（都・区市町検討会及び都検討会）

第5条 都・区市町策定検討会議に諮る事項について、事前に検討を行うため、「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）」都・区市町検討会（以下「都・区市町検討会」という。）及び「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）」都検討会（以下「都検討会」という。）を設置する。

- 2 都・区市町検討会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 都検討会は、別表3に掲げる職にある者をもって構成する。
- 4 都・区市町検討会及び都検討会には座長を置き、都市整備局都市基盤部長の職にある者をもって充てる。
- 5 座長は、必要に応じて都・区市町検討会及び都検討会を招集し、会議を主宰する。
- 6 会議は非公開とする。
- 7 議事要旨等は、原則公開とする。ただし、公開することにより、率直な意見の交換若しくは公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれ、都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合、又はその他正当な理由があると座長が認めるときは、全部又は一部を非公開とすることができる。

（オンラインによる会議）

第6条 効率的な会議の運営など、各座長が必要と認める場合は、オンライン（映像と音声の送受信により

相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。)を活用した会議を開催することができる。

(事務局)

第7条 都・区市町策定検討会議並びに都・区市町検討会及び都検討会の運営のための事務は、都市整備局都市基盤部街路計画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、都・区市町策定検討会議並びに都・区市町検討会及び都検討会の運営に関し、必要な事項は各座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月29日から施行し、「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）」の公表日にその効力を失う。

別表1

東京都	<p>政策企画局 都市整備局</p> <p>建設局</p> <p>港湾局</p>	<p>技術企画担当部長 理事【座長】 企画担当部長 都市づくり政策部長 都市基盤部長 交通政策担当部長 外かく環状道路担当部長 物流担当部長 街路計画課 街路計画課長 市街地整備部長 防災都市づくり担当部長 市街地建築部長 多摩まちづくり政策部長 道路管理部長 道路保全担当部長 無電柱化推進担当部長 道路建設部長 道路計画担当部長 公園計画担当部長 港湾整備部長</p>
特別区	<p>千代田区 中央区 港区 新宿区 文京区 台東区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区 渋谷区 中野区 杉並区 豊島区</p>	<p>環境まちづくり部長 環境土木部長 街づくり支援部長 都市計画部長 都市計画部長 都市づくり部長 都市計画部長 都市整備部長 都市環境部長 都市整備部長 まちづくり推進部長 道路・交通計画部長 土木部長 都市基盤部長 都市整備部 参事（道路担当） 都市整備部長</p>

	北区 荒川区 板橋区 練馬区 足立区 葛飾区 江戸川区	まちづくり部長 防災都市づくり部長 都市整備部長 都市整備部長 都市建設部長 都市施設担当部長 土木部長
市 町	八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 青梅市 府中市 昭島市 調布市 町田市 小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 福生市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市 羽村市 あきる野市 西東京市 瑞穂町 日の出町	都市計画部長 まちづくり部長 都市整備部長 都市再生部調整担当部長 都市整備部長 都市整備部長 都市計画部長 都市整備部長 道路部長 都市整備部長 都市建設担当部長 まちづくり部長 まちづくり部長（都市計画担当） まちづくり部長 都市整備部長 都市建設部長 都市建設部長 まちづくり部長 都市整備部長 都市建設部長 都市整備部長 都市整備部長 都市建設部長 まちづくり部長 都市整備部長 まちづくり部長 都市整備部長 まちづくり課長

別表2

東京都	都市整備局	都市基盤部長【座長】 街路計画課 街路計画課長
特別区	千代田区 中央区 港区 新宿区 文京区 台東区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区 渋谷区 中野区 杉並区 豊島区 北区 荒川区 板橋区 練馬区 足立区 葛飾区 江戸川区	景観・都市計画課長 管理調整課長 土木課長 都市計画課長 都市計画課長 都市計画課長 都市計画部参事（都市計画課長事務取扱） 都市計画課長 都市計画課長 都市計画課長 まちづくり計画調整担当課長 道路計画課長 企画管理課長 都市計画課長 都市計画道路担当課長 都市計画課長 都市計画課長 都市計画課長 交通企画課長 事業調整担当課長 道路建設課長 計画調整課長
市町	八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 青梅市 府中市 昭島市 調布市 町田市 小金井市 小平市	交通企画課長 都市計画課長 事業調整担当課長 まちづくり推進課長 土木課長 計画課長 都市計画課長 都市基盤担当課長 道路政策課長 都市計画課長 都市計画道路担当課長

	日野市	都市計画課長
	東村山市	都市計画・住宅課長
	国分寺市	まちづくり計画課長
	国立市	都市計画課長
	福生市	まちづくり計画課長
	狛江市	まちづくり推進課長
	東大和市	都市づくり課長
	清瀬市	都市計画課長
	東久留米市	道路計画課長
	武蔵村山市	都市計画課長
	多摩市	都市計画課長
	稲城市	まちづくり計画課長
	羽村市	都市計画課長
	あきる野市	交通政策課長
	西東京市	都市計画課長
	瑞穂町	都市計画課長
	日の出町	都市計画担当主幹

別表 3

政策企画局	計画調整部	技術企画担当課長	
都市整備局	総務部	企画技術課長	
		政策調整担当課長	
	都市づくり政策部	都市計画課長	
		土地利用計画課長	
		まちづくり専門課長	
		開発企画課長	
		緑地景観課長	
		都市基盤部	都市基盤部長【座長】
		施設計画担当課長	
		交通企画課長	
		物流調査担当課長	
		交通計画調整担当課長	
		街路計画課長	
外かく環状道路担当課長			
街路計画調整担当課長			
市街地整備部	企画課長		
	防災都市づくり課長		
	建築企画課長		
市街地建築部	多摩まちづくり政策部	多摩まちづくり支援担当課長	
建設局	道路管理部	路政課長	
		保全課長	
		道路企画担当課長	
		安全施設課長	
		無電柱化担当課長	
	道路建設部	計画課長	
		事業化調整専門課長	
		街路整備推進専門課長	
	公園緑地部	道路橋梁課長	
		計画課長	
港湾局	港湾整備部	計画課長	